

令和5年度

沖縄県立名護特別支援学校高等部
入学志願者募集要項



沖縄県立名護特別支援学校

〒905-0006 沖縄県名護市字宇茂佐760番地

電話 0980-52-0505

F A X 0980-54-1486

1 方針

沖縄県立名護特別支援学校の高等部における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者又は各コースの教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校の校長が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 通常教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、一般入学志願者に対して行う。
- (4) 知的教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術（職業）分野、体育の4教科等について、または本校が独自に作成した問題を一般入学志願者に対して行う。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

- ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業生」という。）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 11月末日までに志願前相談を受けた者
- オ 普通科産業コースは、知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

(2) 募集定員

【普通科 I 課程】

対象：視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱（知的障害を伴わない）

※肢体不自由・病弱は令和3年度時点本校在學生のみ

募集定員：別に定める

【普通科 II 課程 産業コース】

対象：知的障害の程度が軽度で、公共交通機関等を利用した自力通学及び自主行動が可能な者

募集定員：10名

【普通科 II 課程 普通コース】

対象：①知的障害 ②視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱（知的障害を伴う）

※肢体不自由・病弱は令和3年度時点本校在學生のみ

募集定員：別に定める

【訪問教育における教育課程】

対象：障害の程度が重度であり、健康状態等の理由から通学をして教育を受けることが困難な者

募集定員：別に定める

(3) 募集区域

- ア 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年3月31日教育委員会規則 第3

号)により定められた本校の通学区域は次に示す通り。

【別表第1(国頭学区)】

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座 村、金武町、恩納村(恩納 村立安富祖、喜瀬武原及び恩納小学校区域に限る。)

【別表第2(全県域)】

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(本部町立水納中学校区域に限る。)、うるま市(うるま市立津堅中学校区域に限る。)、南城市(南城市立久高中学校区域に限る。)、久米島町、南大 東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

- イ 中頭学区のうち、美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の区域については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の区域の知的障害を対象とする特別支援学校に出願できるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。

(4) 出願期間

出 願 期 間	受 付 時 間	受 付 場 所
令和5年 2 月 8 日(水)	午前 9時 ~ 午後 5時まで	名護特別支援学校
// 2 月 9 日(木)	午前 9時 ~ 午後 4時まで	

※ 輸送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(5) 出願手続

次の書類を出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)	普通科産業コースを希望する場合は、産業コースを第1希望、普通コースを第2希望として、必ず両方に記入する。また、普通コースのみを希望する場合は、第2希望の記入は要さない。
(イ) 住民票謄本 (マイナンバー掲載なし)	住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたもの。
(ウ) 健康診断書(第8号様式)	過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
(エ) 療育手帳の写しもしくは身体障害者手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写)。	※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。 ※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式) ※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
(オ) 確約及び証明書(第5号様式)	募集区域【国頭学区】以外の志願者のみ提出
(カ) 写真票(第15号様式)	出願前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。正面、上半身、無帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
(キ) 調査書(通常の教育課程履修者用(第2号様式)または知的教育課程履修者用(第2号-2様式))	※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する。 ※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第2号様式を作成する。 ※3 <u>本校中学部からの内部進学者については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。</u>
(ク) 保健調査票	※本校指定様式

(ケ) 食物アレルギーに関する調査票	※本校指定様式
(コ) 入学志願者名簿(第3号様式)	
(サ) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)	県外在住者のみ 募集年度の1月25日までに教育長に提出し、許可を受けること。
(シ) 志願先特別支援学校長が必要と認める書類	※1 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者 ※2 県外からの入学志願者

(6) 志願変更及び手続

ア 志願変更

入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた場合、出身中学校長等及び本校校長が適当と認められた者は、入学定員を下回らない範囲で、コースの変更を行うことができる。志願変更希望者が変更可能な人員を上回る場合は、抽選とする。

イ 志願変更の日程

志願変更申し出期間	受付時間	受付場所	提出書類
令和5年2月15日(水) ・16日(木)	午前9時～ 午後5時まで	名護特別支援学校	志願変更願 (第6号様式)

※ 原則として郵送による手続は行わない

入学志願書取り下げ 及び再提出期間	受付時間	受付場所	提出書類
令和5年2月21日(火)	午前9時～ 午後5時まで	名護特別支援学校	2 一般入学 (5)の書類
// 2月22日(水)	午前9時～ 午後4時まで		

(7) 選抜の方法

ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(8) 学力検査等の期日及び検査場

ア 期日 令和5年3月7日(火)、3月8日(水)

イ 検査場 沖縄県立名護特別支援学校

(ア) 原則として本校受検とする。

(イ) 通学区域の規則の別表第2に掲げる区域については、県教育委員会が設置する出張検査場で受検することができる。なお、出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談時に必ず相談すること。

ウ 検査項目

(ア) I課程の検査問題は県立高等学校入学者選抜学力検査問題とする。

(イ) II課程A日程の検査問題は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題とする。

(ウ) II課程B日程及び訪問教育におけるII課程の検査問題は本校独自の問題とする。

(エ) 面接検査は志願者全員を対象に保護者も同伴で実施する。

エ 検査日程及び持ち物

【普通科 I 課程、訪問の教育 I 課程】

対象：視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱（知的障害を伴わない）

	第 1 日目 3 月 7 日 (火)	第 2 日目 3 月 8 日 (水)
9:15~9:45	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)
第 1 時限 (10:00~10:50)	国 語	社 会
第 2 時限 (11:15~12:05)	理 科	数 学
	昼食 (55 分)	休憩 (15 分)
第 3 時限 (13:15~14:05)	英 語	12:20~ 面接検査

(ア) 筆記用具 (シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。)、
定規、コンパスを携行すること。(三角定規は可、分度器及び分 度器機能付き定規・コンパ
ス、三角スケールは不可)。受検者は、他に次のものを机 の上に置くことができる。

時計 (ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるものは不可。)、ティッシュペーパー (袋又は箱
から中身だけを取り出したもの)、無地のタオル

(イ) 志願者は、名札 (目安 6 cm×8 cm) を準備すること。(出身校・受検番号・氏名)

(ウ) 志願者は 2 日間とも体育館シューズを持参すること。

(エ) 第 1 日目は弁当を持参すること。また、飲み物が必要な場合は各自で準備すること。

※ 面接検査は受検者、保護者へ実施する。

※ 寄宿舎の入舎希望者をその保護者は、面接検査終了後、入舎面談を実施する。

【普通科 II 課程 産業コース・普通コース】

対象：知的障害

A 日程

	第 1 日目 3 月 7 日 (火)		第 2 日目 3 月 8 日 (水)	
	産業コース	普通コース	産業コース	普通コース
9:15~9:45	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)		受付 (出席確認・諸注意・日程説明)	
第 1 時限 (10:00~10:50)	国 語	国 語	技術(職業)	体 育
第 2 時限 (11:15~12:05)	数 学	数 学	体 育	技術(職業)
	昼食 (55 分)			
(13:15~14:05)	面接検査	面接検査		

(ア) 筆記用具 (シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されてい るものは不可。)、
定規、コンパス、はさみ (紙切り用)、スティックのりを携行すること。(三角定規は可、分度器

及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可。)。受検者は、他に次のものを机の上に置くことができる。

時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるものは不可。)、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)、無地のタオル

- (イ) 志願者は、名札(目安 6 cm×8 cm)を準備すること。(出身校・受検番号・氏名)
 - (ウ) 志願者は 2 日間とも体育館シューズを持参すること。
 - (エ) 第 1 日目は弁当を持参すること。また、飲み物が必要な場合は各自で準備すること。
 - (オ) 第 2 日目は体育の検査があるため、出身中学校等指定の体育着及びジャージを着用して来校すること。
- ※ 面接検査は受検者、保護者へ実施する。
 ※ 寄宿舍の入舎希望者をその保護者は、面接検査終了後、入舎面談を実施する。

【普通科 II 課程 普通コース】 対象:知的障害

B 日程

	第 1 日目 3 月 7 日(火)	第 2 日目 3 月 8 日(水)
9:15~9:45	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)	受付 (出席確認・諸注意・日程説明)
第 1 時限 (10:00~10:50)	総合問題 I	総合問題 II
第 2 時限 (11:15~12:05)	面接検査	

- (ア) 志願者は、名札(目安 6 cm×8 cm)を準備すること。(出身校・受検番号・氏名)
 - (イ) 志願者は 2 日間とも体育館シューズを持参すること。
 - (ウ) 飲み物が必要な場合は各自で準備すること。
- ※ 面接検査は受検者、保護者へ実施する。
 ※ 寄宿舍の入舎希望者をその保護者は、面接検査終了後、入舎面談を実施する。

【訪問教育における II 課程】

	3 月 7 日(火)
第 1 時限 (10:00~10:50)	行動観察検査
第 2 時限 (11:15~12:05)	面接検査

オ その他

- (ア) 保護者は、2日間必ず本校へ同伴すること。
- (イ) 受検生が施設入所者の場合は、保護者または施設の担当者が同伴すること。
- (ウ) 本校中学部以外の受検者の保護者について、養護教諭、栄養教諭が必要と判断した場合、学力検査の待機時間を利用し、養護教諭、又は栄養教諭との「健康面談」を実施する。

(9) 合格発表

- ア 令和5年3月15日(水)午前9時に受検番号を以て本校にて掲示する。同日、午前10時頃までに、ホームページにも掲載する。
- イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人及び保護者へ通知する。
- ウ 受検者本人の学力検査得点について、合格発表翌日から1ヶ月以内に本校において口頭により開示請求が可能とする。

(10) 入学手続き

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、令和5年3月20日(月)17時までに、入学手続きを完了すること。

3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2(1)に該当する者で、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。(ただし、志願前相談を受けた者に限る。)

(2) 出願期間及び受付場所

出願期間	受付時間	受付場所
令和5年3月16日(木)	午前9時～午後5時まで	名護特別支援学校
〃 3月17日(金)	午前9時～午後4時まで	

※ 輸送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

(3) 出願手続き

- ア 県立高等学校における学力検査を受検した者は、第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。更に、高等支援学校等特別支援学校高等部1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2希望を出願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)
- イ 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は、第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コース等に出願することができる。更に、特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースに併願することができる。この場合、同一校における他のコース等に第2希望を出願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)
- ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を志願先特別支援学校長に出願期間内に一括して提出するものとする

(ア) 第2次募集入学志願書(第9号様式)	普通科産業コースを希望する場合は、産業コースを第1希望、普通コースを第2希望として、必ず両方に記入する。(他地区からの志願者は、第2希望に居住地の高等部とするか検討すること)また、普通コースのみを希望する場合は、第2希望の記入は要さない。
(イ) 確約及び証明書(第5号様式)	募集区域【国頭学区】以外の志願者のみ提出

(ウ) 療育手帳の写しもしくは身体障害者手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写)。	※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。 ※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式) ※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
(エ) 調査書	一般入学で提出したものと内容は同じもの)
(オ) 保健調査票	※本校指定様式
(カ) 食物アレルギーに関する調査票	※本校指定様式
(キ) 第2次募集志願者名簿 (第10号様式)	

エ 本校校長は、志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

(ア) 学力検査成績証明書(第14号様式)

(イ) 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る。)

(ウ) 写真票(第15号様式) ※一般入試で高等学校を受検した場合は、そのまま使用可。

オ 本校が併願校である場合には、2次募集志願先校に提出された学力検査成績証明(第14号様式)の写を2次募集志願先校に求めることができる。

(4) 志願変更及び手続き

ア 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、高等支援学校等、学科又はコースを変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。

イ 2次志願変更の日程

変更申し出期間	受付時間	受付場所	提出書類
令和5年3月16日(木)	午前 9時~午後 5時まで	名護特別支援学校	第2次募集 志願変更願 (第12号様式)
令和5年3月17日(金)	午前 9時~午後 4時まで		

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願(第12号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「3 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先学校長に第2次募集志願変更願(第14号様式)で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法及び期日、検査場

ア 選抜の方法

(ア) II 課程 産業コース

3月27日(月)	
13:00~13:20	受付(出席確認・諸注意・日程説明)
13:20~13:40	学力検査(国語)
(5分)	休憩
13:45~14:05	学力検査(数学)
(5分)	休憩
14:10~14:30	技術(職業)分野
(5分)	休憩
14:35~	面接検査

※ 筆記用具等の持ち物は、一般入学検査と同様とする。

※ 寄宿舍入舎希望者とその保護者は、面接検査終了後、入舎面接を実施する。

(イ) I 課程、II 課程普通コース

3月28日(火)	
9:10~9:30	受付(出席確認・諸注意・日程説明)
9:30~	面接検査

※ 寄宿舍入舎希望者とその保護者は、面接検査終了後、入舎面接を実施する。

(6) 合格発表

ア 令和5年3月29日(水)の午前9時に受検番号を以て本校にて発表(掲示)する。同日、午前10時頃までに、ホームページにも掲載する。

イ 選抜の結果について、選抜結果の通知書により中学校長を通じて本人及び保護者へ通知する。

ウ 受検者本人の学力検査得点について、合格発表翌日から1ヶ月以内に本校において口頭により開示請求が可能とする。

(7) 入学手続き

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、令和5年3月30日(木)10時までに、入学手続きを完了すること。

4 追検査

新型コロナウイルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査で不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。

県立高等学校における追検査で不合格となった者は、追検査第2次募集へ併願することができる。追検査の期日は、令和5年3月22日(水)及び23日(木)とし、追検査第2次募集の期日は、令和5年3月28日(火)とする。

追検査の合格発表は、令和5年3月27日(月)とし、追検査第2次募集の合格発表は、令和5年3月29日(水)とする。

5 調査書の作成方法

(1) 第2号様式

- ア 「受験番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。
- なお、2・3年「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」については、※1～3に対応する欄へ記載すること。
- ※1:知識・技能 ※2:思考・判断・表現 ※3:主体的に学習に取り組む態度
- (イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。
- (ウ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- キ 「④総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格(例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。)についても、この欄に記入する。
- ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
- (イ) 3年は令和5年1月27日現在で記入する。
- (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。
- (エ) 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が10日以上の場合、理由もあわせて特記する。(ただし、病欠については回数のみ)また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。
- ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和4年4月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。
- 過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和5年1月以降に行った健康診断書(第8号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)
- コ 令和3年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

(2) 第2号-2様式

- ア 「受験番号」の欄は中学校等においては記入しない。
- イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。
- ウ 記入事項のない欄には斜線を引く。
- エ 「各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。
- (ア) 「学習状況」の欄はABCDの評価を記入する。
- (イ) Aの評価は、完全に自身でできる場合。
- (ウ) Bの評価は、部分的な支援があればできる場合。
- (エ) Cの評価は、学習の理解が困難である場合。
- (オ) Dの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。
- オ 「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。
- カ 「出欠の記録」の欄は指導要録に基づいて次のように記入する。
- (ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

(イ) 3年は令和5年1月27日現在で記入する。

(ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。

キ 「健康と体力」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。

過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和4年4月以降に行った健康診断書(第8号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)

6 その他

特別支援学校長は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項2の(4)のウに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。

7 問い合わせ先

沖縄県立名護特別支援学校

〒905-0006

沖縄県名護市字宇茂佐760番地

電話 0980-52-0505

F A X 0980-54-1486

高等部入試担当 仲村まゆみ 城間勇人